平成２７年（フ）第４４２号
堺市西区上野芝向ヶ丘町６丁14番12号
債務者　髙濱美沙子
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武智　順子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２６０号
熊本市南区野田３丁目11番３―503号、前住所熊本市中央区本荘３丁目８番20―803号
ラ・パルフェ・ド・フィネス
債務者　上田　一生
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月３日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２６８号
熊本県宇城市不知火町高良2193番地２　雇用促進住宅１号棟104号室、前住所熊本市南区近見６丁目４番１―401号　エクシード近見
債務者　田中　高子
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大原　誠司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月３日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１５６号
鹿児島県鹿児島市東千石町16番14号　フローレンス絵菜602号
債務者　臼木　義治
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝川　慎二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月９日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第７５５号
名古屋市中川区服部１丁目205番地　ハーモニーＢ棟201号
債務者　原田接骨院こと　原田　　智
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　朋加
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月17日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４４３号
京都市上京区六軒町通中立売上る三軒町65番地32　北野ハイツ401号
債務者　稲波　洋子
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３７号
長野県飯田市松尾上溝3333番地１　アサヒハイツ上溝17号
債務者　相澤　玲子
1　決定年月日時　平成27年６月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　一慶
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第４２号
長野県飯田市三日市場382番地５
債務者　下平　勝敏
1　決定年月日時　平成27年６月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　一慶
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月14日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第２３号
秋田県大仙市協和下淀川字中里53番地
債務者　加藤　　力
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺沢　修平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２７年（フ）第２４号
秋田県仙北郡美郷町六郷字馬場６番地14
債務者　籠谷　直美
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺沢　修平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月29日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２７年（フ）第４５５号
さいたま市西区大字二ツ宮597番地７
債務者　佐藤　秀子
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　眞砂　一也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９１０号
神奈川県茅ヶ崎市下町屋３丁目１番17―103号　ホームタウン茅ヶ崎
債務者　中村　信夫
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大澤　晶子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１０号
静岡県島田市向谷２丁目６番38号、住民票上の住所静岡県島田市向谷２丁目１番47号
債務者　杉山　栄弥
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鷲岡　寿治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月28日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３１号
北海道美唄市字光珠内6766番地　峰延町峰樺３区
債務者　中畑　　功
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第６７号
北海道登別市幌別町４丁目21番地４　美浜団地Ｋ６―１、前住所北海道室蘭市幌萌町29番地１
債務者　登山　安彦
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第１６８号
盛岡市厨川２丁目18番14―306号
債務者　山本ゆかり
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２８号
新潟県上越市木田１丁目１番20号
債務者　福本義明こと　南　　義明
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
新潟地方裁判所高田支部